

業 務 委 託 設 計 書

施 行 年 度	令和 3 (2021)～ 令和 7 (2025) 年度	契 約 番 号	伊 賀 市	
		2021000764		
業 務 委 託 名	消防用設備等点検業務委託（市内保育園（所）・幼稚園）		設 計 番 号	
履 行 場 所	伊 賀 市 久米町 他 地内		設計・積算年月日	
			令和3年6月29日	
業 種	保守点検業務一消防用設備点検		積算者	検算者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円			
履 行 期 間	契約締結日から令和 8 年3月31日まで			
業 務 の 大 要			委託の執行理由	
伊賀市内保育園（所）・幼稚園に設置されている消防用設備点検（機器点検及び総合点検）を一括して行う業務（対象 16施設） 【業務内容】 - 消防用設備点検 機器点検 一式（1回／年）夏季、総合点検（機器点検含む）一式（1回／年）冬季 ただし、非常電源（自家発電用設備）における点検は、無負荷運転の範囲とし「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）別表第24第2項（6）に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じ、当該保全策を講じていることを示す書類を添付することとする。 - 点検報告書作成 一式（正副2部およびPDFデータの作成および提出） - 点検結果不具合箇所一覧表作成 一式（電子データでの提出） 【点検対象】 - 消防用設備点検 - 対象施設 仕様書別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表のとおり - 対象設備 仕様書別紙 消防用設備点検 対象物件設置消防用設備一覧表のとおり			市内公共施設のうち防火対象物については消防法第17条3の3にて消防用設備の定期的な点検の実施と、その結果の消防署長への報告が義務付けられています。また一定条件以上の特定防火対象物等については有資格者（防火対象物点検資格者）による防火対象物点検の実施が消防法で義務付けられています。前年度まで各施設管理課において執行していた上記法定点検業務について仕様の統一化及び事務手続きの集約・省力化を図るためこの度各施設を一括複数年契約で執行するものです。	

設 計 内 訳 書									
費用	工種	種別	細別	単位	数	量	単 位	金 額	摘 要
業務委託費									
業務価格				式					第 0 0 0 1 号 代価表
					1				
消費税及び地方消費税相当額				式					
					1				
業務委託費計				式					
					1				

第 0001 号 代価表						1 式
名 称	規 格	単位	数 量	単 位	金 額	摘 要
しろなみ保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
島ヶ原保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
新居保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
依那古第2保育所		年				一括発注対象： 令和3年度のみ
消防用設備点検（機器、総合 一式）			1			
神戸保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
猪田保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
柘植保育園		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
西柘植保育園		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
壬生野保育園		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
希望ヶ丘保育園		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
あやま保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
ともだ保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
たまたき保育所		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			
大山田保育園		年				
消防用設備点検（機器、総合 一式）			5			

第 0001 号 代価表						1 式
名 称	規 格	単位	数 量	単 位	金 額	摘 要
さくら保育園	消防用設備点検（機器、総合一式）	年				
			5			
桃青の丘幼稚園	消防用設備点検（機器、総合一式）	年				
			5			
業務価格計						

消防用設備等点検業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、伊賀市（以下「甲」という。）が、発注する消防用設備等点検業務委託に係る委託契約書および設計図書の内容について統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るため定めるものとする。

2. 法の遵守

甲及び受託者（以下「乙」という。）は、本業務の遂行にあたって関係法令を遵守するものとする。

3. 業務の内容

乙は、甲の指定した防火対象物（以下「対象物件」という。）の消防用設備等について消防法等関係法令および告示等の定めるところにより点検業務を実施する。なお、業務に実施にあたっては、以下の資格を有する技術員を派遣または資格を有する技術員の監督のもと、安全対策を講じた上で次のとおり点検業務を履行することとする。

1) 点検対象施設および点検対象設備等

①消防用設備点検

- ・点検対象施設 別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表のとおり
- ・点検対象設備 別紙 消防用設備点検 対象物件設置消防用設備一覧表のとおり

ただし、非常電源（自家発電用設備）における点検は、無負荷運転の範囲とし「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）別表第24第2項（6）に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じ、当該保全策を講じていることを示す書類を添付することとする。

2) 技術要件等

①消防用設備点検

消防設備士（甲種または乙種）または消防設備点検資格者（第1種および第2種）。

3) 点検回数および実施時期

点検回数および実施時期については以下のとおりとする。

- ・機器点検 一式（1回／年）夏季、総合点検 一式（1回／年）冬季

上記作業の実施に際して、乙は甲並びに対象物件の管理規則を遵守するとともに、事前に伊賀市保育幼稚園課と協議し、日程調整を行うこととする。

4) 点検結果の報告

乙は点検の実施ごとに、各対象物件の点検実施日および点検委託料を一覧にし、業務完了報告書を伊賀市管財課へ提出するものとする。

また、以下の成果物を統一の様式を用いて点検の実施および対象物件ごとに作成し、提出するものとする。

①点検報告書（正副２部およびPDFによる電子データ）

- ・正副２部については製本の上、対象物件の防火管理者に提出する。

保育園（所）・幼稚園については取りまとめ、ファイルに綴じて伊賀市健康福祉部保育幼稚園課に提出する。

なお、綴じる順番は仕様書別紙の並び順とし、インデックスをつける。

- ・PDFデータについては「実施年度 対象物件名 点検区分（機器、総合または防火）.pdf」でファイルを作成し、取りまとめてメディア（CD-ROMもしくはDVD-ROM）にて伊賀市管財課に提出する。

②点検結果不具合箇所一覧表 一式（電子データ提出）

- ・不具合のあった箇所全てについて不具合の内容および改善方法が分かるようにし、写真、位置図を添付のうえ、取りまとめてメディア（CD-ROMもしくはDVD-ROM）にて伊賀市管財課に提出する。

5）改修・修理及び部品交換等

乙は本点検の結果、機能の不備を認めた場合、又は法令の基準に不適合の場合は対象物件の防火管理者に報告し、承認を得た後、改修・修理及び部品交換等を行う。

なお、工事を伴わない小修理については本委託契約の範囲内とする。

6）費用の負担

点検に要する費用は乙の負担とする。但し次に掲げる費用は甲の負担とする。

- （１）改修・修理及び部品交換の作業を実施した時。但し、乙の責に帰すべき事由の場合は除く。
- （２）甲の都合により設備の改修を行う時。
- （３）乙が緊急処置を実施した時。
- （４）その他、精密検査又は薬剤等の放出など特別の検査を実施した時。

7）緊急処置

甲および対象物件の防火管理者は管理する設備を正常な状態に管理するとともに、万一火災その他の事由により消防用設備等の作動、異常等事故を発見した場合は、直ちに乙に通知し、乙は保守業務担当者等を当該消防用設備等の設置場所まで遅滞なく派遣し処置を講ずるものとする。なお、遅滞なくとは１時間以内とする。また、甲および対象物件の防火管理者は点検対象物を増築、改造、改築等により消防用設備等に変更が生じる場合は、事前に乙に報告するものとする。

4．委託料の支払

委託料は「3．業務の内容 １）点検対象施設および点検対象設備等」にある全ての対象物件の消防用設備点検等の終了後に支払うものとし、支払回数は年２回以内とする。

5．その他

1）留意事項

業務の実施に際して、機械警備が導入されている対象物件については、点検前後に機械警備会社と連絡を取るとともに、機械警備会社側に正しく信号が送られていることを確認する。

2) 再委託の禁止

乙は、業務の全部を一括して、又は委託者が本仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3) 質疑等

本仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。また、本仕様書に定めのない事項について必要がある場合には、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。

消防設備等点検業務仕様書 別紙 消防設備点検 対象物件一覧表

平面図…施設内の部屋の配置等、床面積等が分かるもの
設備配備図…消防用設備の配置等が確認できるもの

施設 番号	所在地	名称	所管課	連絡先	設備配置図等照会状況		備考
					平面図	設備配備図	
1	伊賀市久米町103－1	しろなみ保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
2	伊賀市島ヶ原4736	島ヶ原保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
3	伊賀市西高倉4642－1	新居保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
4	伊賀市上郡56－1	依那古第2保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
5	伊賀市上神戸764－3	神戸保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
6	伊賀市猪田1470－1	猪田保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
7	伊賀市柘植町1888	柘植保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
8	伊賀市新堂118－1	西柘植保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
9	伊賀市川東2652	壬生野保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
10	伊賀市希望ヶ丘西4－5－30	希望ヶ丘保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
11	伊賀市馬場1090－2	あやま保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
12	伊賀市中友田1311－1	ともだ保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
13	伊賀市玉瀧9530－1	たまたき保育所	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
14	伊賀市平田7	大山田保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
15	伊賀市阿保1152	さくら保育園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）
16	伊賀市上野丸之内177-1	桃青の丘幼稚園	保育幼稚園課	22-9658	○	×	見学可（事前調整 要）

消防用設備等点検業務仕様書 別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表

施設 番号	名称	用途 （消防法施行令別表第一）	構造・規模		消防点検（消防用設備等の種類）										防火 設備 点検	備考
			延べ面積（㎡）	自火報	非常 警報	消火栓 （屋内）	消火栓 （屋外）	避難 器具	誘導灯 ・標識	消火 器具	火災通報 設 備	防排煙 設備	非常電源			
1	しろなみ保育所	(6) 項ハ	地上2階	1199.72	○					○	○	○				
2	島ヶ原保育所	(6) 項ハ	地上1階	739.00	○		○				○					パッケージ型消火設備 （屋内消火栓欄に含む）あり
3	新居保育所	(6) 項ハ	地上1階	679.44	○						○					
4	依那古第2保育所	(6) 項ハ	地上1階	406.00	○						○					
5	神戸保育所	(6) 項ハ	地上1階	543.48	○						○					
6	猪田保育所	(6) 項ハ	地上1階	370.24	○						○					
7	柘植保育園	(6) 項ハ	地上1階	960.81	○					○	○					
8	西柘植保育園	(6) 項ハ	地上1階	845.39	○					○	○					
9	壬生野保育園	(6) 項ハ	地上1階	598.12	○					○	○					
10	希望ヶ丘保育園	(6) 項ハ	地上1階	818.34	○						○					
11	あやま保育所	(6) 項ハ	地上1階	1700.00	○					○	○	○				
12	ともだ保育所	(6) 項ハ	地上1階	709.00	○					○	○					
13	たまたき保育所	(6) 項ハ	地上1階	684.77	○					○	○					
14	大山田保育園	(6) 項ハ	RC造、地上1階	1205.28	○					○	○	○				
15	さくら保育園	(6) 項ハ	地上1階	1205.28	○		○			○	○	○		自家発電 蓄電池		
16	桃青の丘幼稚園	(6) 項ニ	地上2階	1751.00	○		○				○	○	○			パッケージ型消火設備 （屋内消火栓欄に含む）あり

